

対馬市告示第92号

令和6年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年6月4日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和6年6月18日（火）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○6月19日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○6月20日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
--------	--------

神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○6月21日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	大浦 孝司君
作元 義文君	春田 新一君
初村 久藏君	

○7月2日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山荘太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
船越 洋一君	脇本 啓喜君
小島 徳重君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○6月18日に応招しなかった議員

小宮 教義君

○6月19日に応招しなかった議員

○6月20日に応招しなかった議員

○6月21日に応招しなかった議員

○7月2日に応招しなかった議員

入江 有紀君

令和6年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和6年6月18日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年6月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 発議第1号 議員 入江有紀君に対する懲罰動議
- 日程第11 市長の所信表明
- 日程第12 報告第1号 令和5年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第13 報告第2号 令和5年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第3号 令和5年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第15 議案第36号 令和6年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第37号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第38号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第39号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第40号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第41号 対馬市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第42号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第43号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第44号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第45号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

について

- 日程第25 議案第46号 対馬市森林づくり条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第47号 対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第48号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第49号 財産の取得について
- 日程第29 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 同意第5号 対馬市固定資産評価員の選任について
- 日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第32 発委第2号 対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 発議第1号 議員 入江有紀君に対する懲罰動議
- 日程第11 市長の所信表明
- 日程第12 報告第1号 令和5年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第13 報告第2号 令和5年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第3号 令和5年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第15 議案第36号 令和6年度対馬市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第37号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第38号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第39号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例

- 日程第19 議案第40号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第41号 対馬市保育所条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第42号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第43号 対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第23 議案第44号 対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第24 議案第45号 長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
日程第25 議案第46号 対馬市森林づくり条例の一部を改正する条例
日程第26 議案第47号 対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第27 議案第48号 対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について
日程第28 議案第49号 財産の取得について
日程第29 議案第50号 工事請負契約の締結について
日程第30 同意第5号 対馬市固定資産評価員の選任について
日程第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第32 発委第2号 対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

出席議員（18名）

1番 糸瀬 雅之君	2番 陶山荘太郎君
3番 神宮 保夫君	4番 島居 真吾君
5番 坂本 充弘君	6番 伊原 徹君
7番 入江 有紀君	8番 船越 洋一君
9番 脇本 啓喜君	10番 小島 徳重君
11番 黒田 昭雄君	12番 小田 昭人君
13番 波田 政和君	15番 上野洋次郎君
16番 大浦 孝司君	17番 作元 義文君
18番 春田 新一君	19番 初村 久藏君

欠席議員（1名）

14番 小宮 教義君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長 (選挙管理委員会事務局書記長)	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開会

○議長 (初村 久藏君) おはようございます。

報告します。小宮教義君から欠席の届出があつております。

ただいまから、令和6年第2回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することといたします。

日程に入ります前に、5月1日付で俵副市長が再任、また、6月1日付で一宮副市長が新しく就任されております。お二人から就任の挨拶の申出があつておりますので、これを受けます。副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 改めましておはようございます。副市長の俵でございます。

副市長への2期目就任に対し、御同意いただき誠にありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。

市政運営に当たっては、市民、議会、行政が同じ方向を向いていくことが最も大切だと認識いたしております。市民の皆さん、議員の皆さんからの提言や意見に耳を傾け、市の施策推進について、御理解と御協力が得られるよう丁寧な説明を行うよう心がけていきたいと思っております。副市長二人体制となり対馬市が直面する課題に力を合わせ、比田勝市政3期目の行政運営に対し、今まで以上に努力してまいりたいと思っております。信条として、何事においても、できないではなくて、どうしたらできるかを常に念頭に置き、与えられた職責を全うしていきたいと思っております。皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いし、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（初村 久藏君） 副市長、一宮努君。

○副市長（一宮 努君） おはようございます。4月の臨時議会におきまして議員の皆様から選任の同意を賜りまして、6月1日より副市長を拝命しております一宮でございます。どうぞよろしく願いいたします。

副市長という重責ではありますが、私自身の能力、経験を最大限生かしながら、この重責を全うできるよう精いっぱい取り組ませていただき、比田勝市政3期目の行政運営に対し、微力ではありますが、努力してまいりたいと思っております。

対馬市が直面している課題は、人口減少対策、担い手対策、有人国境離島法の延長に向けた取組など、様々な課題が山積しております。それぞれの課題が少しでも前進できるよう、市民、議会の提言や意見を拝聴しながら、実現、実行に向けて比田勝市政を支えてまいります。

特に私の担務となります有人国境離島法の延長問題につきましては、市民の生活に欠かせない支援であり、支援制度拡充を含めて、市議会に御相談させていただき、また関係自治体との情報共有を踏まえ、法律延長の積極的な取組に向けて、市長を支えながら進めてまいります。

最後になりますが、行政運営、施策の展開は、市民、議会の御理解、御協力なくしては実行できません。今後とも皆様方の御指導、御協力をお願いしまして、就任に当たりましての挨拶とさ

せていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（初村 久藏君） 次に、6月1日付をもって行われた市職員の人事異動により、幹部職員の1名の異動があつております。自席から自己紹介をさせます。総務課長、犬束幸吉君。

○総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）（犬束 幸吉君） おはようございます。6月1日付で総務課長を拝命しました犬束と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） それでは、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、作元義文君及び糸瀬雅之君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から7月2日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は本日から7月2日までの15日間と決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

令和6年第1回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

5月22日に東京で開催されました全国市議会議長会定期総会において各種表彰が行われ、本市議会から議員歴10年以上表彰で、脇本啓喜議員、小島徳重議員、春田新一副議長の3名が表彰を受けています。

次に、会派、対政会より会派代表者を大浦議員から小田議員への変更届が提出され、併せて、対政会より選出されています議会運営委員会及び懲罰特別委員会の委員についても、小田議員への変更の申出があり、その変更を認めていますので報告いたします。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを許します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日ここに、令和6年第2回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

さて、財務省福岡財務支局、長崎財務事務所による令和6年4月判断の長崎県内の経済は緩やかに回復しつつあるとされ、本市の経済も同様の傾向にあると推測されます。

しかしながら、食料品価格等の物価高騰による市民への負担は増えており、国は、デフレ脱却のため、一時的な措置として令和6年6月から定額減税を導入しております。

本市においても、定額減税対応事業並びに住民税非課税世帯等支援臨時特例給付金により、市民が安心して暮らせる支援を行うこととしており、今後も引き続き国等と連携した対策に取り組んでまいります。

さて、3月定例会以降、本日までの主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、しまづくり推進部の関連でございます。

令和5年11月29日に、デジタル変革に取り組み、持続可能なまちづくりの推進を目指す「対馬市わくわくデジタル変革宣言」を行い、併せて総合政策担当及び教育政策担当として、お2人の未来共創フェローを委嘱したところですが、このたび、3人目の未来共創フェローとして、相川七瀬氏を令和6年4月13日に文化政策担当として委嘱いたしました。

同氏は、議員皆様もすでに御承知のとおり、12年の長きにわたり、「赤米」の継承保存活動に携わっていただき、対馬市赤米諮問大使として御活躍いただいておりますが、少子高齢化、人口減少に伴い、失われつつある地域の伝統文化を継承していく取組に応援いただくものでございます。

委嘱式では、「私の人生を変えた赤米の美しさ、対馬は第二の故郷であり、精いっぱい対馬に恩返ししたい」との言葉を賜りました。

なお、相川氏の任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

また、本市のSDGs推進に関する取組についてでございますが、包括連携協定を締結しております一般社団法人ブルーオーシャン・イニシアチブのブルーアイランド・プログラムの一つである「対馬ブルーカレッジ」発足4者合同記者発表を令和6年5月14日に行いました。

この記者発表では、サラヤ株式会社取締役、代島裕世様、一般社団法人BOI（ブルーオーシャン・イニシアチブ）事務局長、廣中龍蔵様、学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学 学

長、田中里沙様に御出席いただき、プログラム研究の取組について発信いたしました。

この「対馬ブルーカレッジ：次世代海業創出プログラム研究」は、海の危機を乗り越えるには新たな発想で事業を構想し、あらゆる人とともにイノベーションを起こせる人材育成が必要であるとの考えから包括連携協定のプログラムの一つであるブルーアイランド・プログラムの新たなアクションとして実施するものでございます。

対馬の社会経済は海の豊かさに支えられておりますが、海岸には大量の漂着物が漂着し、地球温暖化による海水温の上昇で海の生態系は激変しております。この海の問題を解決するため、水産資源の保全や海ごみ対策等に取り組んでいますが、依然として厳しい状況であります。

このような中、問題解決策の一つとして「対馬ブルーカレッジ」を実施し、この取組の中から、対馬、そして、日本、世界の海の社会課題を解決できるイノベーターを育成することで対馬の美しく豊かな海を取り戻し、次世代につなげてまいります。

次に農林水産部関連でございます。

去る5月25日に「第63回長崎県乾しいたけ品評会」が対馬市交流センターで開催されました。品評会にはグラム物116点、箱物10点が出品され、最高賞の農林水産大臣賞は上県町深山地区の原野貢様が、「花どんこ」箱物の部で受賞されました。また団体賞は上県町が昨年続き14回目の優勝に輝きました。

今年度は昨年秋から今春までの平均的な気温の高さが影響したため、しいたけの発生状況は非常に厳しい状況ではありましたが、生産者の努力により多くの出品を頂きました。ベテランの生産者はもちろん、若い生産者も入賞するなど、後継者育成の成果が見え、今後の対馬しいたけの活性化につながる品評会となりました。

最後に上対馬振興部関連です。去る4月14日、上対馬町鰯浦において、ひとつばたごイベント実行委員会主催による「ひとつばたご祭り」が開催されました。年々、花の開花が早まる中、時期を早めて開催されましたが、あいにく今年は開花が遅れ、咲き始めのひとつばたごの下、ウォーキングスタンプラリー、ステージイベントなどが行われ、約600人の来場者で賑わいました。

以上が行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、令和5年度一般会計継続費繰越計算書等報告3件、令和6年度一般会計等補正予算案件3件、条例等の一部改正9件、指定管理者の指定1件、財産の取得1件、工事請負契約の締結1件、固定資産評価委員の選任に係る同意1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問1件、合わせて20件の議案について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正

なる御決定を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） 皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年5月21日、対馬市役所2階別館大会議室において、対馬市の人口減少に対する取組について所管事務調査を行いました。

当日は、しまづくり推進部から、三原部長、藤田次長のほか6名に出席いただき、所管する人口減少対策に関する事業の説明の後、U・Iターン推進事業及び企業誘致奨励事業の実績と課題について説明を受けました。

まず、しまづくり推進部が所管する人口減少対策に係る事業は、しまの力創生課の特定有人国境離島雇用機会拡充支援事業、創業等支援事業及び企業誘致奨励事業、地域づくり課のU・Iターン推進事業、対馬市島おこし協働隊招聘事業及び縁結びプロジェクト事業、政策企画課の対馬3高校の特性に合った文化・スポーツ指導者招聘事業、SDGs推進課の島づくり人材育成事業などがあり、各事業目的に沿って取り組んでいるとのことでした。

次にU・Iターン推進事業は、対馬振興局及びハローワーク対馬と連携し、県内自治体と合同で、主に東京、名古屋、大阪、福岡及びオンライン等の移住相談会に年十数回参加するほか、博多駅において市が主催する移住相談会および合同企業就職説明会を実施しているとのことでした。

また、移住・定住者への支援補助金及び移住希望者への下見、就業体験への支援補助金並びにお試し住宅、定住支援住宅、空き家バンク制度について説明を受けました。過去3年間のU・Iターン実績は、令和3年度が103世帯で141人、令和4年度が87世帯で126人、令和5年度が96世帯で167人と、徐々に増加傾向となっています。

課題として、島内の不動産物件情報が少ないことや、空き家バンク登録物件において、改修が必要な物件が多いことから、移住者向け居住物件の確保が困難なことが課題に挙げられました。

続いて、企業誘致奨励事業は、平成26年度から29年度の間に、交流人口と関係人口の拡大及び急激に増加した韓国人観光客への対応のため、宿泊業4社、木材加工製造業1社、計5社の誘致を行っていますが、平成30年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大と国内外観光客減少により、誘致実績は皆無であるということです。

誘致を進める上での大きな課題は、「企業ニーズと合致する市有施設や市有地が不足していること」、「島内における通信環境が脆弱なこと」、「労働力が不足していること」の3点が考えられるとのことです。

その対策として、「利活用を進めている廃校舎を企業ニーズに応じ複数業者での分割活用」、「現在整備が進められている高速接続プランの情報処理関係企業へのPR」、「特定技能制度による外国人労働者も雇用対象に追加」などを協議、検討しているとの説明を受けました。

委員からは、お試し住宅、定住支援住宅利用者に対し、就職先や居住物件等、移住後の相談ができる体制を構築し情報提供を実施するとともに、空き家バンク制度のさらなる周知、充実を図り、利用者の定住につなげてほしい。廃校舎の分割利用等については、施設の現状を確認、分析し、職種や規模を考慮した上で担当部署間の壁を取り外した総括的な活用を推進してほしい。革新する情報サービス業を認識し、企業誘致における適切な支援措置を検討してほしいなどの意見がありました。

人口減少対策は対馬市にとっての最重要課題であることを肝に銘じ、しまづくり推進部が所管する事業に限らず、関連する事業や計画が積極的かつ総括的に推進されることを期待いたします。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年5月29日、全委員出席の下、豊玉町保健センター会議室において、桐谷保健部長、黒岩長寿介護課長に出席を求め、一般社団法人対馬市シルバー人材センターの現況について所管事務調査を行いました。

対馬市シルバー人材センターの小島理事長、井上事務局長、職員3名に出席いただき、事業概要や活動報告等の説明を受けました。

まず、対馬市シルバー人材センターの歩みは、平成13年10月1日に旧厳原町の補助事業として、旧厳原町社会福祉協議会が受託し、平成13年11月1日から事業を開始されています。

その後、平成30年4月1日に対馬市シルバー人材活用事業として全島広域化に取り組み、令和5年3月1日の一般社団法人設立に至っております。

シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な就業の機会を確保し、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図りながら活力ある地域社会に貢献することを目的とし、運営されております。

一般社団法人となり1周年を迎え、令和6年3月31日現在の会員数及び契約状況は、会員数95名、うち特別会員5名、契約金額は1,656万9,603円、契約件数、実件数は507件、就業延べ人員は4,723人、就業率は62.9%となっております。

主な契約内容は、除草、伐採、公園掃除、家事、清掃、ふすま・障子の張替え等で、最近では施設入所や島外転出により家じまいをされる方からの廃品処理等の依頼件数が増加傾向にあるとのことでした。

会員からは、最初はどうなるかと思っていたが、農園や剪定、ふすま張り等、いろんな体験をさせてもらって感謝している。みんなとも交流ができて、作業後にお礼を言われると達成感を感じる等の声があるそうです。

対馬市シルバー人材センターにおける今後の運営について、センター組織としては、会員同士及びセンターと会員とのつながりによる組織力の強化、事故防止と安全就業の体制づくり、適正就業の確認、フリーランス新法等への対応、財政基盤安定化のため国庫補助要件を目指す等の課題が挙げられました。

就業の課題としては、会員の確保と育成、安全意識の徹底、会員の体力や希望に沿った就業機会の確保、リーダーの育成と会員交流等があるとのことでした。

調査終了後、豊玉庁舎3階大会議室において、桐谷保健部長、黒岩長寿介護課長同席の下、質疑応答を行いました。

令和6年度の、対馬市シルバー人材センター運営補助金が前年度と比較して300万円ほど増額となっている理由は、事務局組織の強化を図るため、職員を1名増員したこと等によるとの説明がありました。

委員からは、会員が業務でチェーンソーや刈り払い機等を使用する場合は、講習会を受講し、安全衛生教育を実施すること、ヘルメットの着用を徹底すること等、会員の安全、適正就業に努めてもらいたいとの意見がありました。

以上で、厚生労働省委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年5月23日に、ほたるの湯の現状及び今後について並びに主要地方道厳原豆殿美津島線（吹崎工区）改良工事及び市道堂坂線改良工事の進捗状況と、今後のスケジュールについて所管事務調査を行いました。

まず、「ほたるの湯」において、原田中対馬振興部長、永留地域振興課長に出席を求め、当該施設を視察後、現状及び今後について説明を受けました。

ほたるの湯は、旧峰町において町民の健康と福祉の増進を図ること等を目的に建設が計画され、6町合併後の平成17年2月に完成、同年3月から供用開始しています。

運営状況としましては、平成21年4月1日から令和6年3月31日までは社会福祉法人梅仁会が、そして、令和6年4月1日からは市直営で管理運営を行っております。

施設の現状としましては、令和5年12月まで通常営業をしておりましたが、配管破損のため令和6年1月より休館となっております。3月に修理を終えましたが、その際に膨張タンクの故障が見つかり、その復旧工事後、ボイラー運転を再開し、温泉水質検査を実施して水質に問題がないことが確定したので、5月25日より営業再開するとのことでした。過去5か年の利用者数は年間1万人から1万3,000人台で推移しており、そのうち韓国人の利用はコロナ禍の影響があったものの、その前後は1,000人前後で推移しております。指定管理料は平成31年度が1,399万8,425円で、令和2年度から令和5年度まで1,412万6,851円となっております。

今後の運営方針としては、本年6月から指定管理者の募集を行い、令和7年4月からは指定管理者での管理運営を目指したいとの説明がありました。

委員からは、ほたるの湯の運営に関し、利用料金改定、指定管理期間及び施設の中での健康診断や認知症予防などの講習会の開催等の運営努力の検討をしてはどうかという意見がありました。

次に、上県行政サービスセンター別館2階会議室において、内山建設部長、川崎建設課長、山口北部建設事務所長に出席を求め、主要地方道厳原豆殿美津島線（吹崎工区）改良工事及び市道堂坂線改良工事の進捗状況と今後のスケジュールについて説明を受け、その後、市道堂坂線の現地視察を行いました。

主要地方道巖原豆殿美津島線（吹崎工区）改良工事は県事業ですが、美津島町加志地区を起点とし箕形地区を終点とする約3.9キロメートル区間を約2.2キロメートルに短縮する改良工事で、事業概要としては、実施期間を平成26年度から令和8年度までの予定とし、全体事業費は48億円で、道路幅員5.5メートルの改良部とトンネル部によるバイパス的な整備を実施しています。そのうち、トンネルを2区間、延長約300メートルと約740メートルを計画し、箕形・吹崎間のトンネルから着手しています。

今年度は吹崎・加志間のトンネルの完成を目指し施工しているが、社会資本整備総合交付金の内示率が全国的に低く、どこまで整備できるか不透明な状況であり、そのような中、引き続き、吹崎・加志間のトンネルの用地買収等も進めていくとのこと。また、総事業費についても増額変更が予想されるとのことです。

市道堂坂線は、上対馬町比田勝から豊玉町浦底を南北に結ぶ東沿岸の大動脈の一部として重要な役割を果たしています。

主要地方道上対馬豊玉線の舟志から琴の間の代替道路として、県の「みちづくりスクラム事業」を活用し、平成25年度より着手、事業概要としては、総事業費70億円、全体延長4.13キロメートル、そのうち道路部分が2.58キロメートル、トンネル部分が1.55キロメートルです。

工事はこれまで、舟志工区の590メートル及び琴工区の460メートルを実施しており、昨年度までに1,050メートルが暫定的に完成しています。

進捗状況は事業費で12%、用地取得率が76%となっております。

今後の課題については、トンネル工事部分の事業費が大きいことが挙げられます。よって、市道尾浦浅藻線道路改良事業の安神トンネル工事完了後に、堂坂線のトンネル工事に着手できるように現在進めております。

現在の計画においては、トンネル工事施工期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年を予定しており、事業費といたしましては、53億円を見込んでいます。今後も、市道堂坂線道路改良事業の計画的な工事執行に向けて安定的な予算確保に努めていくという説明がありました。

しかしながら、県内の交付金のバランスなどもあるため、実際の着手時期など不透明な部分や懸案事項も多々あることから、現在、県と協議を進めているとの説明でした。

委員からは、主要地方道巖原豆殿美津島線（吹崎工区）改良工事については、箕形・吹崎間と吹崎・加志間のトンネルが計画されているが、箕形・吹崎間のトンネルが早く完成予定となっているので、箕形・吹崎間のトンネルが完成次第、供用開始をお願いしたい。また、市道堂坂線道路改良事業についても、計画どおりの着工の運びとなるよう、努力していただきたいという意見がありました。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで質疑を終わります。

日程第8. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第8、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 長崎県病院企業団議会議員報告書。

令和6年第1回長崎県病院企業団議会定例議会が、令和6年3月26日13時30分から長崎県農協会館で開催され、対馬市議会からは、伊原議員と、小職脇本が出席いたしました。その審議概要を報告いたします。

初めに、米倉企業長から12月末に開催された第2回定例議会以降の重要事項についての報告と、今定例会に上程された議案について説明がなされました。

次に、小職脇本が上対馬病院建替事業について一般質問を行いました。

質疑応答概要は、後述いたします。

その後、提出された議案（条例議案1件、予算議案1件）の2議案が慎重に審議されました。さらにその他議案外の3件について事務局より説明を受け、熱心な質疑応答あるいは協議が行われました。

以下、主に対馬地区に関係が深い案件を中心に御報告申し上げます。

一般質問質疑応答概要。

以下の3つの理由から、上対馬病院建替地決定の白紙撤回を求め、企業長の所見を求めました。

質問①当該建替地は津波被害の恐れがある。

当該病院建替用地は、目の前が海であり、しかも海拔2メートルである。長崎県令和6年度当初予算に対馬市近海を含む海底活断層調査予算約1,000万円が計上されており、津波予測等の調査結果を待って決定しても遅くないと思う。

答弁。地元自治体が選定した土地を提供していただくこととしており、病院企業団が選定する立場にない。上対馬病院は老朽化が著しく進んでおり、一日でも早く新病院を開院することが地域住民への安心・安全な医療提供につながる。

ただ、何らかの津波対策が必要であるとの点では対馬市と一致しており、今後、対馬市と十分検討を進める予定だ。

質問②決定までの経緯が民主的でない。

私は、3年前に当企業団議会議員に就任して以来、上対馬病院建替地選定に当たっては「市民の意見を聞く場を設けて進めて欲しい」と強く要望してきた。市長は「時間的余裕がなかった」「政治判断だ」と選定過程及び決定に何ら問題ないとの答弁をした。遅くとも3年も前には上対馬病院建替事業が予定されていることは分かっているが、説明会を開催する「時間的余裕がなかった」は理由にならない。令和6年度から（仮称）北部対馬アクションプラン策定委員会が設置される予定であり、その協議会において市民の意見を十分拝聴して、改めて建替地を決定するのが好ましいと思う。

答弁。決定までの経緯が民主的でないとお尋ねですが、病院企業団は建設地を選定する立場にない。アンケートの結果を踏まえ、対馬市が総合的な判断を行ったと伺っている。

質問③当該建替地は他の利用価値がある。

当該建替地を貿易振興を図る拠点として整備して欲しいとの要望もある。2016年に長崎県対馬振興局を中心に対馬の貿易振興を図るための協議会が設置され、実証実験結果も含めたレポート「対馬の輸出振興と釜山との定期航路開設に向けた取り組みについて」が作成されている。対馬産品だけではなく韓国から原材料を輸入して加工貿易するにも、比田勝港は日本で最も有利な位置にある。関税減免措置が受けられる保税工場を有効活用できれば、対馬の経済に多大な恩恵を与えるはずであり、私は大変期待できると思う。

答弁。病院企業団におきましては、議員御指摘のような内容は承知していない。

議案審議概要。

まず初めに、壱岐病院の診療科目追加に伴う条例改正、議案第1号「長崎県病院企業団事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」が上程され、賛成多数で可決されました。

次に、議案第2号「令和6年度長崎県病院企業団事業会計予算」について詳細な説明がなされました。令和6年度の経常損益は7,900万円の黒字、当年度純損益では5,500万円の黒字となる予算編成となっています。総収益は336億2,400万円で、対前年度比10億8,200万円の増。一方、総費用は、336億2,400万円で対前年度比10億400万円の増を見込んでいます。

例年と異なる主な事業予算は①上五島病院建替え、②壱岐病院の増築、③上対馬病院建替えの予算です。そのうち、③上対馬病院建替予算について質疑が集中しました。

県議会選出の坂本浩議員からは、元日の能登半島地震を受けて、防災拠点となる病院建設計画はより慎重を期すべきではないかとの質疑がありました。

小職協本が、上対馬病院建替事業の設計予算を皆減とした修正動議を提出し、必要賛同者を得て取りあえず動議は成立しました。

小職脇本より原案反対の立場から、伊原議員より原案賛成の立場から、それぞれ討論がなされました。

伊原議員の討論概要は、上対馬病院の老朽化は著しく、新築移転に猶予はないとの概要でした。その後、採決が行われ、原案が賛成多数で可決されました。

議案外質疑応答概要。

「令和5年度長崎県病院企業団病院事業会計決算見込み」の概要について、以下の説明を受けました。

令和5年度の経常損益は1億6,200万円の赤字見込みとなり、対前年度比4億1,600万円の減となる見込みで、また、当年度純損益についても1億7,300万円の赤字、対前年度比4億2,900万円の減となる見込みです。

大幅減の大きな要因は、コロナ関係の補助金が前年度と比較して2億6,600万円削減されたことが大きく影響しています。

病院企業団としては、本業部分である医業損益の減額要因を注視し、これまで以上に危機感を持って対策に取り組みたいです。

「長崎県病院企業団第3次中期経営計画（後期計画）（案）の概要」について、以下の説明を受けました。

今回国から発出されたガイドラインを踏まえて、従来からの取組方針に、「働き方改革」や「新興感染症対策」が追加されました。その他、「入札結果報告」「離島等医療連携ヘリ事業」「養成医の現状」「公金着服事件の再発防止」について説明がありました。

議長交代。

新上五島町議会選出の本村敦彦議長が一身上の都合により議長を辞職されたことを受けた改選が行われ、不肖脇本啓喜が議長に選任されました。

企業長勇退挨拶。

今議会を最後に米倉企業長が御勇退なさいますので、企業長御本人から退任の挨拶がありました。企業団設立から15年が経過しますが、米倉企業長は設立3年目から企業長の重責を担ってこられました。衷心よりその功績に敬意を表するとともに今後の御健勝を祈念申し上げます。

以上、令和6年3月26日に開催されました令和6年第1回長崎県病院企業団定例議会報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。4番、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 脇本議員にお尋ねします。以前より脇本議員は上対馬病院建替えは津波のおそれがあるということで反対されていることは私も知っていますけれども、今回の質

問③でこの建替地はほかに利用価値がある。工場とか韓国からの輸入物をそこに持っていく。これは津波とは関係ないのでしょうか。もし本当に津波が心配ならばこういう建物をここに誘致することもいかなものかと。

第2点目に、その他の件で、離島医療ヘリ事業ですかね、この問題について何か意見とか話題はなかったのか、御意見を伺います。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 島居議員のお質問にお答えいたします。

まず津波が心配であればそこに他の工場等を建てるのもおかしいのではないかという御意見についてですが、これについては、今日は企業団の報告なので、私見を述べてよろしいですか。よろしければ回答いたしますが。議長、どうですか。

○議長（初村 久藏君） 報告でもあってますけれど、触れていますけれどちょっとぐらいいいんじゃないかと。

○議員（9番 脇本 啓喜君） ちょっとならいいんですね。

○議長（初村 久藏君） 簡単に。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 報告書の中にも書いておりましたが、長崎県議会選出の坂本浩議員がおっしゃるように、ほかの建物とは違うんです。災害拠点になるべきところなんです。災害拠点になるべきところが一番最初に逃げ出さなきゃいけないところにつくっていいのかというのが私の意見であります。

以上です、その点について。

次です。離島医療ヘリのことについてですが、このことについては、多分、島居議員がお聞きされたいのは一般質問でもされている殿崎の夜間ヘリポートの件だと思います。この件については以前から私も改善ができないかということで病院企業団とも相談しておりますが、ここに挙げられている離島ヘリにつきましては殿崎の夜間飛行をしておりました自衛隊の分とまた違う管轄になりますので、病院企業団のほうではそういう質問は、私が一回そういう質問をして、「ちょっと管轄外だから」ということで、そういう質問についてはあっておりません。不足でありましたらまた回答いたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかにありませんか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 島居議員の質問にいくらか重複する点があるんですが、対馬病院の建替えにおいて地震津波との関係が想定された中で地上げをしたことを存じておりますかね。これは対馬市がやっぱりその内容について過去の活断層の地震の津波の実績、ここを一応想定した中で高さを当初の計画から5メートル上げたんですよ。これは間違いなくそうなっています。

ここらあたりは企業団の中で話し合いは十分確認されたかどうか。同じ病院をつくる中で、片一方は5メートル上げた、片一方は何もしない、そういうわけはいかんでしょう。ここらあたりを脇本議員には十分過去の対馬病院の地上げの問題について少々学習されて、企業団の中で持ち入れていただきたい。話を最終的なことが原案のとおり場所は確定したというようなこと書いていますけども、地上げの問題が実は対馬病院にはあったんですよ。5メートル上げたんですよ、あれ。これはみんな知っとるはずですよ、関係者。ここらは少し企業団の議会の中で確認していただきたい。それでいいのかということ。それをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

紙幅の関係上、今、おっしゃったかさ上げの件については述べておりませんが、一般質問の中でもさせていただいています。その件につきましては、坂本県議の質問の後に「対馬市とも十分に協議をしたい」という話で答弁がなされております。それも長崎県のほうで令和6年度の当初予算に海底活断層、対馬も含む調査予算がついております。「その調査結果で必要という形になればそういうことも十分考慮したい」という答弁を得ております。「そうなるともともと今しているところよりもこのほうが安く済んだということになりかねませんね」という話もさせていただきました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） 企業団議会と一緒に出席をしておりますその関係で、先ほど大浦議員さんの質疑がございました。海拔5.5メートルのかさ上げと、それから、耐震構造につきましては1階部分に耐震装置を設置しておりますので、その件は議会の中で私が反対意見の中で述べております。委員の皆様にはその分は十分に理解していただいたと私は認識をしております。そのために賛成ということで事が進みました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時15分からとします。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第9. 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第9、議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

委員長、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） それでは、議員定数調査特別委員会の調査報告を行います。

令和5年第3回対馬市議会定例会において設置されました議員定数調査特別委員会の調査研究の経過と結果を会議規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は8人の委員で構成され、令和5年9月27日に正副委員長の互選を行い、以後、令和5年10月13日、令和6年2月19日、令和6年4月19日、令和6年6月5日の合計5回にわたり慎重に調査研究を重ねてまいりました。

まず、令和5年10月13日の第2回委員会では、本委員会の今後の進め方、議員定数についての市民からの意見の募集内容及びその期間について協議しました。

本委員会の今後の進め方については、市広報誌、ホームページ等で市民の意見を募集して、その回答を集計し、それに基づき各党派の意見をまとめた上で委員会において議論していくことといたしました。令和6年第2回定例会までに本委員会としての結論を報告することを決定しました。

市民からの意見の募集については、内容として「議員定数についての考え方とその理由」を分かりやすいアンケート方式で作成し、募集期間を令和5年12月20日から令和6年1月19日までとして市広報誌、ホームページ及びケーブルテレビで市民に周知することとしました。

また、提出方法についても郵送、メール、FAX及び市役所窓口への回収箱の設置により、市民が提出しやすいものとなるよう配慮をいたしました。

委員からは、議員定数調査の判断材料とするため、市民からの意見募集と併せて類似団体のうち、面積や人口が対馬市と近い団体との比較資料も提示するよう要請がありました。

また、市民からの意見募集の際も判断材料として類似団体との比較資料を市広報誌、ホームページに掲載することとしました。

令和6年2月19日の第3回委員会では、議員定数についての市民からの意見の集計結果及び類似団体等との比較について協議をいたしました。

市民からの意見の集計結果としては全体で187件の回答があり、「議員定数を減らした方がよい」という意見が全体の97%であり、回答の大部分を占めました。そのうち、「議員定数を3人以上減らした方がよい」という意見が90%でありました。理由としては、「対馬市の人口の減少」「財政が厳しい」「類似団体と比べて議員数が多い」「議員定数を減らして議員報酬を上げてほしい」等が主な理由でした。

類似団体等との比較としては、全国の類似団体のうち、1つ目に人口規模に近い48市との比較資料、2つ目に面積が600平方キロメートル上の20市との比較資料、3つ目に長崎県内の各市との比較資料が事務局より提示されました。

まず、人口規模に近い類似団体との比較では、対馬市の議員定数19人に対し平均17人、議員1人当たりの市民数は、対馬市1,486人に対し平均1,734人でした。

次に、面積が600平方キロメートル以上の類似団体との比較では、対馬市の議員定数19人に対し平均18人、議員1人当たりの市民数は、対馬市1,486人に対し平均1,616人、議員1人当たりの面積は、対馬市37平方キロメートルに対し平均48平方キロメートルでした。

次に、長崎県内の各市との比較では、人口、議員定数が多い長崎市、佐世保市、諫早市、大村市を除いた8市と比較した場合、対馬市の議員定数19人に対し、平均18人、議員1人当たりの市民数は対馬市1,486人に対し平均では1,788人、議員1人当たりの面積は対馬市37平方キロメートルに対し平均14平方キロメートルでした。

なお、次期改選時から西海市の議員定数が現在の18人から16人に、雲仙市の議員定数が現在の19人から17人に削減されることとなっております。

委員からは、「対馬市は議員1人当たりの面積が広いので、議員を減らして地域の意見を反映できるのか」「議員を減らして議会の活性化につながるのか」「市民アンケートの結果により、人口に合わせて議員定数を削減する必要がある」等の意見がありました。

令和6年4月19日の第4回委員会では、各会派からの意見の報告及び本委員会の調査結果のとりまとめ方について協議をいたしました。

各会派からの意見としては、現状維持、または1人から4人削減との意見がありました。

その中で、委員からは、「複数人が所属する会派もあれば、所属が1人の会派が6つもある。一人会派の意見が有利になっていないか」「3つの常任委員会で、ある程度の委員数を維持する必要があるのではないか」「対馬は議員1人当たりの面積が広いので1人削減でよい」「市民アンケートでは3人以上の削減の意見が多かったのに現状維持や1人削減では市民の意見が反映されていない」等の意見がありました。委員からは「2人削減」との提案があったものの委員の意見が一致せず、再度委員会を開催して協議することとなりました。

令和6年6月5日の第5回委員会では、これまでの委員会の調査で意見は出尽くしているので採決を取るよう提案があり、第1案を議員定数1人削減、第2案を2人削減として採決した結果、1人削減が3人、2人削減が4人となり、2人削減を本委員会の調査結果とすることに決定いたしました。

また、本委員会から、議員定数を17名とし、次回の令和7年5月執行予定の市議会議員一般選挙から適用とする内容の「対馬市議会議員定数条例の一部改正」議案を第2回定例会に上程す

ることとしました。

なお、委員からは、今後議会改革を進めていく上で、若い方や個人事業主が議会議員になりやすい状況をつくるために議員報酬の改定及び政治倫理条例の改正等を検討する必要があるのではないかという意見が出ました。

以上、議員定数調査特別委員会の調査報告といたします。よって、本委員会の活動を終結するものであります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。11番、黒田昭雄君。

○議員（11番 黒田 昭雄君） 2点質問したいと思います。一人会派なので、途中、報告を聞くこともなく初めて今までの経過をお伺いしたところなので質問を2点ほどさせていただきたいと思います。

まず1点目が最終の採決ですね。1案が1人減で、2案が2人減と、これは市民から9割方3名減という中で、なぜ3名減というのが削られたのか。1名と2名減に限定されて採決が行われたのか、これはちょっと報告を聞く中ではちょっとはっきりのみ定めなかったもので、それを1点です。

もう1点が、アンケートが実施をされましたけれども、市民の意見を吸い取ったということで一定理解をしておりますけれども。約半年、正味、半年の審議期間があったと思うんですけども、前はアンケート調査ではなくて参考人招致、これをして市民の意見を十分深く聞き取って審議の参考にしたと思うんですけども、今回はアンケートだけでした。どうして半年も期間があったにもかかわらず市民から深く聴取して審議の深く議論を深めるための参考人招致をなぜしなかったのか。この2点お伺いします。

○議長（初村 久藏君） 18番、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 黒田議員の質問に回答させていただきます。

まず、1、2、3、アンケート結果では3人減が多かったのになぜ3案をつくらなかったのかということだろうというふうに思っております。長い間、委員会を5回重ねる中で議員の会派の中の話、あるいは一人会派の話も十分考慮したつもりではありましたけれども、やはり市民の声をもう少し反映できなかったのかという質問だろうというふうに思っております。

やはり、「面積の広い中で3人はあんまりじゃないか」という意見も委員の中から出ておりました。その中で一人会派の中でもいろいろ分かれておったわけですが。4名の方もいらっしゃいました。非常に複数の人数の削減ということでありましたが、やはりこの特別委員会といたしましては「現状維持でいい」という議員もいらっしゃいます。「1人削減でいいんじゃないか」というのが2つの会派から出ておりました。

18名に対しては1人削減が決定をするところでありましたけれども、私としては「やはりこのアンケートの結果を見たり、またこれから先の人口減少を考えた中で中を取って2人がいいんじゃないか」と。委員の中からもそういう話が出ましたので、1案、2案ということで採決をいたしたところでもあります。御理解を頂きたいと思います。

それともう一点、市民の皆さんを聴取して、団体等を聴取して意見を聞かなかったのかという質問だろうというふうに思っております。

やはりそういう前回の折には請願が上がりましたので請願が上がった団体から来ていただいていろいろな意見を頂いたということがまず1点。

今回の特別委員会では、議会議員からの提案でありまして、聴取は議会議員からの提案ですからそこまでは至らなかったというのが私の考え方でありましたので、そこは御理解を頂きたい。

また、市民の皆さんからは傍聴に参りますということがありましたけど傍聴は一人もなかったというのが現状であります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 委員長に二、三点お伺いいたしますが、5回にわたっての委員会。本当に御苦労さまでした。そういう中で、ここでちょっと財政が厳しいので削減をするというつづりがありますが、議員定数を減らすことが財政と何か関係あるんですかね。まずそこからお答えください。

○議長（初村 久藏君） 18番、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 波田議員の質問にお答えをいたします。

財政が厳しいというのは、市民の皆さんから上がってきたアンケートの中で「財政が厳しいから削減をなさい」ということになっております。よろしいでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） では、委員会では別に財政が議員削減をすることによって豊かになるという認識はなかったと捉えていいですか。どうですか、そこは。もう一点。

○議長（初村 久藏君） 18番、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 委員会でもいろいろな資料を集めていただき、国の交付税で賄っているから財政的には一般財源を使うわけでもない、それは全然出ていないという状況がありました。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 分かりました。後々に関連するからあまり詳しくは言いませんが、この我々19人が市民のアンケートの答えでは19人から、3人、4人も減らしてもいいで

すよと言われるということは、我々議員としたら非常に苦しいですよ。そういったことを踏まえて何が言いたいかという、それは市民の意見は市民の意見なんです。皆さん、委員会を筆頭に議会活動をしっかりやってあられると思います。そういう中で、私は市民がそういったアンケートを出したのでそういった流れの下で決を取ったというような報告というのはいかがなものかと思えますよ。

だから、委員会そのものが、批判するつもりも何もございませんけれども、私も一人会派でございますが、会派の一人の代表の人からいかがなものですかと尋ねられました。しかし、それは全員の19人に聞いたわけじゃないから、いくら委員会が一任、受け取るといえ話をする機会であるはずなんです。あつたはずなんです。この前のこの期間の間。

やはりこの中で次の人材のためにいろんな縛りも解くべきであると委員会の報告があつたと話があつておりますが、次の時代に向かつての話が本当にもう少し、報酬面とか若い人の登用とかの話がもう少ししてから結論を出すべきじゃないかなと思っております。なぜならば、もう私も世代交代に来ております。そういう中で次の人材が仕事がしやすいためにいかにやるというのは我々が考えを新たにすところであらうと思っております。

なぜまず財源の話から入つたかといいますと、今、委員長が言われるように関係ないんですよ。しかしながら、市民はそう思っておりません。そこが認識の違いじゃないですか。だから、やはり今後どういうふうに、採決になるんでしょうけども、本当に委員長が十分検討をしたと報告があるならば私もよしとしなくちゃいけないと思っております。そういった報告の内容が少し何点か疑問になりましたので統一見解を固つたと言われるならしっかり受け止めたいと思っておりますので、よろしくもう一度だけお願いしておきます。

○議長（初村 久藏君） 18番、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 委員会を5回重ねて波田議員さんの話では、期間が長くあつたのになぜ全体に問いかけをしなかつたのかということだろうというふうに思っております。

一人会派で入江議員さんが代表で入って委員会に入られましたので、「入江さんから意見を聞いてください」という話もしておりました。そういうところで委員の皆さんも理解をしていただいて、3人削減をということでありましたが、やはり多くの議員の中からは1人削減が一番いいんじゃないかということが多かつたんですけれども、やはり3名4名というような意見もありましたのでその中を取つてということが今回の特別委員会の調査結果でありますので御理解を頂きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 先ほどの委員長の答弁の中で請願が上がってきたので参考人招致

をしたという答弁があったんですが、そのことについてちょっと私と記憶が違うんですが、請願が上がってきたので参考人招致をしたんでしょうか。私の記憶ではその前、前回の議会の構成のときには削減されていませんが、その前とその前、続けて削減があったとき、私、携わっていたんですが、参考人招致はして、その上でまだ削減が足りないからということで請願が上がってきてやったと。その人たちのお話も聞いたという記憶があります。

何か前回の特別委員会、前々回も含めて、参考人招致に消極的であったというような委員長の答弁であったのは少し私は心外に思っていますので、今回だけそういうふうにしなかったのか、前回、前々回、特別委員会として参考人招致はして決めたのかそのあたりを調査して採決までにはどういうふうな経緯をたどったのか、委員長の報告で正しいのかどうかちょっと調べていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 18番、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 脇本議員の質問ですけれども、全体で何か意見がある人は手を挙げてくださいですか。

1点目の前回の折には、私もちょうど入ったばかりで議会の中におりましたけれども、やはり請願が上がってきて参考人招致をしたのは議会改革の中で議員定数削減というのが入っておったと思います。その中で請願をどうするかということで話になって参考人招致ということになったというふうに私は記憶をしておりますけれども、今回の場合は先ほども言いましたように、議員から提案があって、請願じゃなくて提案だったということで議会の中ということになったと。議員の皆さんもほかの聴取については何も出なかったということでもあります。

最後の方の質問は、もう1回お願いします。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） まず、請願……。今回ではないですよ。前回、前々回、議員定数を減らしてきた際にも議会自ら、削減ありきではなくても、議員定数をどうするかということについては話を、協議をしなければいけませんよねということで特別委員会を設置して、議会改革を行うほうと議員定数を扱う分を分科会として設けてやってきたと思います。

したがって、市民から削減しろというふうに言われて立ち上げたものじゃないんだということが、私、大事だと思うんです。議会自らちゃんと動いたんだということがないで、市民からそういう意見が出たから議会が動いたということじゃないということをはっきりさせてほしいということをお私はず申し上げたんです。

先ほど、最初の答弁のときに請願が上がってきたからそういう市民の意見を聞いたという委員長答弁だったんですけど、請願が上がってくるか来ないか、そういうことに関係なく、前回、前々回は参考人招致をしたんじゃないんですかとそこははっきりさせましょうねということをお私

は申し上げているんです。

○議長（初村 久藏君） 18番、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 先ほども申し上げましたように、今回は議員提案であって参考人招致はしないということで決定をして委員会を5回開いたということでございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 先ほどの答弁が正しかったのかどうなのかはつきりさせてくださいと私は言っているんです。いいですか。市民から言われてしたんじゃないんだというのは議会として大事なことだと思うんですよ。市民の意見をまず聞き取って市民からお尻をたたかれてやったんじゃないんだと。議員自らやはり議員の定数はこれでいいのかということをちゃんと話し合いをしなけりゃいけない。自主的にやっているんですよということは大事なことだと思うんです。それを請願が上がってきたからやったというふうに市民が捉えるのは私は心外だ。だから、参考人招致をしたということについても請願が上がってきたからではなくて、議会自らが市民の意見を聞こうというふうに積極的に行ったのかどうなのかはつきりさせないといけないんじゃないんですかと私は言っているんです。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時46分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

18番、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 私の、委員長の至らないところがあったかというふうに思っておりますけれども。

市民の意見をなぜ聞かなかったのかという脇本議員は市民の皆さんの意見を大事にする議員さんだろうというふうに思っておりますけれども、皆さんもそうだと思います。

しかしながら、先ほど議長も言いましたように、市ホームページあるいはアンケート等で実際にやったんだと。やった結果がこれなんだということで委員全員でそれを協議してやってきたわけですから、やはりそこは御理解を頂きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

日程第10. 発議第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第10、発議第1号、議員 入江有紀君に対する懲罰動議を議題とします。

地方自治法117条の規定により入江有紀君の退場を求めます。

〔7番 入江 有紀君 退場〕

○議長（初村 久藏君） 令和6年第1回定例会において閉会中の継続審査事件として懲罰特別委員会に付託しておりました発議第1号について審査報告書の提出がっております。

懲罰特別委員会の審査報告を求めます。懲罰特別委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 懲罰特別委員会審査報告をいたします。

令和6年第1回対馬市議会定例会において令和6年3月15日小島徳重議員ほか3名から、「議員 入江有紀君に対する懲罰動議」が提出され定例会最終日の令和6年3月27日、委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置されたところであります。本委員会は直ちに委員会を開催し、その内容を審査いたしました。慎重な審査が必要であるとの判断から閉会中の継続審査の議決を頂き、去る令和6年6月5日に委員会を開催しましたので、その審査内容について会議規則第110条の規定により報告いたします。

本件は、入江議員が令和6年3月15日の自身の一般質問において、市民からの声と称して通告以外の発言を冒頭に行い、比田勝市長の行動に問題があると指摘するなど著しい不穏当発言をして、議会の品位を失墜させたとし、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定に基づき、入江議員に対する懲罰を要求されたものであります。

地方自治法第132条では「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、対馬市議会会議規則第151条には「議員は議会の品位を重んじなければならない」とあります。

今回の入江議員の言動は、議場の市政一般質問の中において、市民からの声と称した通告以外の発言で、また、その内容は事実確認等を行っておらず、一方的に比田勝市長を非難するものであり、神聖な場所である議会の品位を著しく欠く発言であると判断しました。よって、本委員会は、入江議員に対し、別紙、「陳謝文」のとおり議場において陳謝を科すことに決定しました。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告とします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 3点ほど委員長報告に確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目、入江議員は令和6年6月5日の懲罰特別委員会に出席されたかどうか、それを確認をさせてください。もし出席されていなかったとしたらその理由があるかと思いますが、それ

が委員長のほうで確認できていたら報告をお願いします。

2番目に、6月5日に開催された懲罰委員会の懲罰決定内容は、今、委員長から報告を頂いたところであります。入江議員に対する懲罰の審議については12月議会から3月議会、そして、本議会まで3回の議会にまたがる期間中、上野委員長をはじめ、委員の方々には大変お手数をかけてお世話さまでございましたけれども、その懲罰の決定内容を今報告をいただいたところですが、その懲罰の決定は全会一致であったのか、それとも、意見が分かれたのかそのあたりよかったですら報告いただけたらと思います。

それから、3番目は令和6年3月27日開催の本会議において入江議員が行われた一身上の弁明内容について、その内容、根拠が示されていない。特に法的なことの根拠が示されていないので、6月5日の開催の懲罰特別委員会において一身上の弁明の内容について入江議員に説明を求めて懲罰委員会で解明をしていただきたいということを私が書面をもって委員会に要望していたんですけれども、この取扱いはどうなったのでしょうか。この3点について説明をお願いしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 今、3点ほど質問をされました。

まず1点目、入江議員は令和6年6月5日の懲罰委員会に出席されたか、出席していないかということですが、出席しておりません。

その理由といたしましては、まず、私と事務局で今後の懲罰特別委員会の進め方について協議を進める中でこれまでの委員会の流れを踏襲して懲罰事犯者と動議提出者からの弁明、そして、説明を受けて審議を進めることとなりました。

事務局のほうから入江議員と小島議員に日程調整と参加の意思を確認しました。その際、入江議員からは「私は司法の場で争うので委員会には出席しない」という旨の意向が事務局にあっておりました。そういうことで出席されなかったと思います。

次に、2点目の懲罰特別委員会の決定内容は、全会一致か賛成多数かでありますけれども、賛成多数であります。その内容については、採決の結果、懲罰を科すことに賛成の方が4人、反対の方が2人ということです。その後、懲罰の種類については陳謝に全員賛成ということでした。

それと3点目、3月27日の本会議での入江議員が行った一身上の弁明は根拠が示されていないため、懲罰特別委員会において説明を求めるよう、小島議員のほうから要望がありました。

その結果、委員会の中で小島議員の要望事項に対する審議をしましたがけれども、内容が今回の懲罰に対して影響を与えない。また、本人がまず最初に質問を答えるかどうかを疑わしい。先ほど言いましたように、出席しないという意向がありました。そういうことで委員会としては対応しております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 委員長、ありがとうございました。出席して弁明の内容等を説明しない理由として、司法の場で争いますということの入江議員の考えだったということが今分かりました。

それで、告訴状が巖原警察署に出されていることは私も入江議員から、直接、警察からを通してじゃなくて私の下に5月25日に送られてきましたので承知はしておりましたけれども、6月5日の時点ではこれが刑事事件として扱われるかどうかは未定の段階ですから、決まっていない段階だから。あくまでそれは入江議員の個人的な心情、気持ちであって、まだ司法の場に乗っていないわけですから、警察のまだ判断がどうなるか分からない段階だから、私としては委員会に出てほしかったなということですよ。

しかし、出られなかったからもうそのことはあえてこれ以上は尋ねる必要はないかと思います。

それから、もし警察が検察庁に送検したとしても、検察庁が起訴するかどうか、これはまた長い期間かかるわけですからね。

それから、万が一、私が起訴されたとしても裁判所の判断はまだ長くなるわけですから、そのことと今後のこともあるんですけどね。議会活動、議会の中での活動をしたことの発言とか内容についてと、地方での判断は別扱いをしていかないといけないんじゃないかというのが私の今の考えです。

それで、議会事務局とも打ち合わせをさせていただいた中で、警察署のほうはこれは案件としては取り扱わないというふうな報告が情報が伝わっていると議会事務局からは聞いています、今の段階でね。

それで、内容についてこれ以上のことはもう触れませんが、ただ、この告訴状について、私、一応、訴えられたほうの立場で警察まで書類が行っていますから、私なりに、これ、入江議員から頂いた告訴文を分析してみました。

そうしたらこういう内容なんですよ。告訴状なるものが刑法第130条の名誉毀損に該当するから司法で裁いてほしいという告訴状でした。ところが、刑法第130条は、条項を確認してもらったら分かりますので。住居侵入罪なんですよ。全く条項の違う文で告訴状が出されていると。これ、弁護士が入江議員と共に告訴人になっているんですけどね。考えられないような内容のものです。

○議長（初村 久藏君） 小島議員、簡潔にお願いします。

○議員（10番 小島 徳重君） いいえ、これ、事実……。

○議長（初村 久藏君） ちょっとずれとるんじゃないか。

○議員（10番 小島 徳重君） 述べとかなないと、私、3月議会で5回受けているんですよ。そして、その内容も議会の条文としては、あの中で言われたことが全く法的な裏づけなくて一身上の弁明ということでされています。

内容を触れますと、「法律ではこのことは懲罰に値しません」と入江議員は言われました。それから、「懲罰動議にならないものを懲罰動議に出された。二度とこんな間違った懲罰動議を出さないように」ということを言ってあります。そして、その挙げ句、こういう言葉が続いています。「小島議員に申し上げます。よく勉強をされてから出すべきでした。」これはどういうことなのかなと。私、子どもの頃から親や先生から勉強しろと言われて勉強したことはありません。勉強は自分でするもんだと思っています。今でも議員として人の前で恥ずかしくないだけのそこそこの研修はしているというふうに自負しております。だから、この「よく勉強して出されてください」というのはそのまま入江議員にお返ししたいと思っております。

一応、そういうことですから、委員長答弁、質疑ですけれども、答弁はもう必要ありません。そういうことでちょっと時間を取りましたけれども。

市民の中には、私のところに問合せを。あなたは何をして訴えられたのかと。そういう問合せが来る。何であんたが犯罪人なのか。そういうふうなことが来るから、やはり物事は法令に基づいて根拠あることを取り上げて発言をしていただきたいということを最後に申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 委員長に一つお尋ねしますが、報告の最後に陳謝文とありますよね。今までの話を聞きますと司法の場でやるというような報告もあっていましたよね。経緯ですよ。経緯ね。そういう中で、委員長として陳謝文を当事者に話をして納得をされてあるんですか。そこだけ1点お願いします。

○議長（初村 久藏君） 委員長、上野洋次郎君。

○議員（15番 上野 洋次郎君） 今、波田議員のほうからその陳謝分を入江さんと対話したのかということなんですけれども、委員長として私は入江さんに話をする必要もないと思っておりますけれども、事務局のほうで一応そういうやり取りはしたという話は聞いております。私は委員長としてはこういう結果だということであって、入江さんと対話する、話合いする必要は全くないと私は考えております。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それは解釈の違いで、委員長さんが取りまとめているんなものを決めてあると思うんですが、せつかくこの議題等上がって結果が出ない。ここに至っては一度

や二度じゃないから。そうしたらこの特別委員会、そういう懲罰委員会ができて、そういった結論も出らないで。結論というのはここで言うと陳謝するかしないかが結論じゃないですか。ただ、そこで言う委員会としては肅々とやりましたという報告のように聞こえるんですが、それでは、今、皆さんが話してあるように議会改革にもならないし、やはり事が終結しないじゃないですか。だから、先ほど、今、小島議員からも話がありましたけれども、こういった内容が司法の場とか場外で決着つけましようとかということそのものが議会の品位を疑われるからということが大事な点じゃないかと思うんですよ。今、委員長は自分は当事者とは話してはないと言われたなら、なぜ事務局が勝手にやるんですか。そういうふうになります。委員長の下でやっているでしょう。だから、そういったことがやはり解決するがためにいろんなことをやっているはずなんです。だから、お互いが、便宜上、やったことじゃなくて、やはり穏便に済ませる方法を選ぶべきであると思いますので、そういうことを理解をしていただけるとするならまた違う方法もあるかもしれませんので取扱いをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件について、委員長報告は委員会起草による陳謝文により入江有紀君に陳謝の懲罰を課すこととです。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。入江有紀に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

入江有紀君の入場を求めます。

〔7番 入江 有紀君 入場〕

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。

午後0時11分休憩

午後0時11分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

ただいまの議決に基づいて、これから入江有紀君に懲罰の宣告を行います。

入江有紀君に陳謝の懲罰を科します。これから入江有紀君に陳謝をさせます。入江有紀君に陳謝文の朗読を命じます。入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 私は3月15日の本会議の一般質問において、事実確認など行わないまま、一方的に比田勝市長を批判する発言をして、議会の品位を失墜させてしまいました。私の発言により、比田勝市長及び議員各位には大変な御心痛、御迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ありませんでした。議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責を顧みて、ここに深く反省し、誠意を持って陳謝します。

以上です。

○議長（初村 久藏君） これをもちまして、懲罰特別委員会は終結とします。昼食休憩……。

○議員（10番 小島 徳重君） 議長、動議。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） よろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 動議ですか。

○議員（10番 小島 徳重君） 地方自治法第129条、議場の秩序維持について議長に要望をいたします。よろしいですか。

○議長（初村 久藏君） 要望ですか。

○議員（10番 小島 徳重君） はい。

○議長（初村 久藏君） はい。

○議員（10番 小島 徳重君） 地方自治法第129条は、「地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」という条項がございます。議長、十分御存じのことと思います。

それで、入江議員の令和5年12月定例会、令和6年3月の定例会における一般質問中の発言はまさに地方自治法第129条の条項に該当するものと考えます。

先ほど、上野委員長から報告がありましたように、入江議員の一般質問の中における発言は、2回懲罰に科せられたわけですが、この法令違反に対して、私ども4名は、議会の品位保持のため、2回にわたり懲罰動議を提出し、懲罰特別委員会の委員さん方には大変お手数をおかけしました。また、市民の皆様方にも、対馬市議会、何しているのか、どういうことなのか、不信を招くような状態でありました。懲罰特別委員会の厳正な審査によって入江議員に懲罰が科されました。対馬市議会の良識と真意が保持されたことを感謝したいと思います。

それで、議長に要望というのは、できれば議長において先般読み上げた地方自治法第129条

にのっとして入江議員が12月議会、それから3月議会のときに、他人の私生活について触れる発言をされたとき、発言を静止されるか、あるいは、後でもいいから発言を取り消していただくような采配を振るっていただければ、私ども4名も、決して個人的に何か入江議員を貶める、そういう意味で動議を出したわけじゃないわけですからね、そういうふうに判断をしていただければ懲罰特別委員会も数回も開かなくてもいいし、こうして時間を費やしなくてもよかったということで。今後のこともありますので議長にぜひそのような今後の議事運営をしていただくことをお願いして私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） 小島議員の意見は真摯に受け止めて、今後、そういうようなことがないように、止めるべきときは止めて会議を進めていきたいと思えます。

以上です。

昼食休憩といたします。再開を13時20分からといたします。

午後0時18分休憩

午後1時20分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第11. 市長の所信表明

○議長（初村 久藏君） 日程第11、市長の所信表明を行います。

市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 所信表明を行います。

去る3月3日の市長選挙におきまして、多くの市民の皆様をはじめ、各方面からの力強い御支持を賜り、本日、この壇上から、対馬市のかじ取り役として、3期目4年間の市政運営に対する所信表明の機会を頂きましたことに、心から感謝申し上げます。

令和2年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も落ちつきを見せているものの、ウイルスは変異を繰り返しながら今現在も人々の暮らしに影響を与えています。

また、近年は、能登半島地震に代表されるように、日本各地で地震が頻発しており、不測の事態に対応した地域防災が重要となってきております。

地球温暖化の影響による線状降水帯の発生も年々増加し、大雨による被害拡大に加えて、襲来する台風も大型化してきており、甚大な被害に見舞われております。このような状況は今後も想定され、いつ、どこで直面するか予測しづらい状況であり、市民を守るための地域防災対策や強化計画に基づいた対応は非常に重要であります。

また、海水温の上昇により、基幹産業である水産業においては、沿岸域の磯焼け被害の拡大や、

イカ釣り漁の不漁をはじめとして漁獲量が減少してきており、危機的状況となっております。

一方、人口減少については、対馬市合併当時と比較いたしますと、有人国境離島法による多面に渡る施策の展開により、やや緩やかになってきた傾向がうかがえるものの、いまだ歯止めがかかっておらず、さらなる人口減少対策が急務であり、最重要施策であると認識しております。

そのような中、観光産業におきましては、これまで国家間の関係悪化や、新型コロナウイルス感染症の拡大により激減していた韓国人観光客も回復してきており、また、対馬の奥深い歴史や自然環境を堪能する観光客も増えてきている状況であります。

今後は、重要な産業である対馬の観光業をさらに発展させるためにも、国内外の観光客に向けたおもてなしの醸成に努め、足腰の強い観光産業を育てていく必要があります。

まずは、2期目4年間を振り返らせていただきます。

2期目の公約については、5つの拡大戦略として、働く（産業・所得の拡大）、迎える（交流人口の拡大）、整える（快適生活環境の拡大）、健やか（健康・福祉）、育てる（人づくり・教育の拡大）において各種施策を講じてまいりました。

1つ目の「働く（産業・所得の拡大）」に関しては、農林水産業の担い手確保、育成に向けた支援、各事業者の担い手確保に向けた特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づいた人材派遣事業を行うために、対馬づくり事業協同組合の設立支援等に取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響や人件費・物価高騰、人材不足など、事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっており、今後も継続的な支援を行っていく必要があると考えております。

2つ目の「迎える（交流人口の拡大）」では、令和3年10月に対馬朝鮮通信使歴史資料館、令和4年4月に対馬博物館をそれぞれ開館し、歴史・文化の情報発信拠点として、市民はもとより、国内外の観光客に向けた新たな観光スポットを整備しております。

今後は、万松院などの周辺観光施設とリンクした観光プランの造成や、市内の関連する観光施設等とひもづけした活用を検討していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の行動制限等の影響により観光客はかなり落ち込み、「おもてなしの醸成」や、持続可能な観光地づくりの分野までは取組みはできておりません。今後4年間の課題として取組を進めてまいります。

次に、3つ目の「整える（快適生活環境の拡大）」であります。市道尾浦浅藻線をはじめとする市道の整備・改良を、社会資本整備総合交付金事業や地方創生道整備推進交付金事業、起債等を活用して取り組んでおります。しかしながら、まだまだ整備が必要な市道等が多くあり、今後も優先順位をつけながら生活基盤の整備に取り組んでまいります。

また、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりとして、結婚新生活支援事業や、出

産・子育て支援制度の拡充に取り組んでおります。今後においても対馬市の将来を担う子どもたちへの支援を目的に、アイデアを持って取り組んでまいります。

次に、4つ目の「健やか（健康・福祉）」であります。地域医療体制の充実に向けた診療所機能の確保及び地域包括ケアシステムの本格実施に取り組んでおります。特に地域包括ケアシステムについては、令和4年度に長崎県より推進自治体として位置づけられ、今後、さらなる充実を図っていく必要があります。

最後に、5つ目の「育てる（人づくり・教育の拡大）」であります。人財づくりとして、域学連携推進事業に取り組みながら一定の成果を見出してきましたが、発展的かつ世界の潮流に対応するため、令和4年度よりSDGs人財育成事業に取り込み、また、新たなプラットフォームやメニューを加えながら取組の充実化を図っております。

今後は、対馬市の将来を見据えたSDGsの推進を担うひとづくり、地域の担い手づくりに向けた施策を積極的に展開してまいります。

目指すべきビジョンは、対馬市の最重要課題である人口減少対策であり、これまでに推進してきた施策を継続し、人口減少抑制と地方創生のための（1）雇用・仕事づくり、（2）交流・移住・定住の促進、（3）結婚・子育て環境の充実、（4）健康な高齢者の生きがいづくりの4つの分野において、重点戦略及び必要な施策を実施してまいります。

次に、第2次対馬市総合計画（後期計画）により、「みんなが主役になる希望の島」、「地域経済が潤い続ける島」、「支え合いで自立した島」、「自然と暮らしが共存する島」を目指すべき島の将来像として定めており、横断的に取り組んでまいります。併せて世界中の人たちが目指すべき幸福のための共通目標であるSDGsの視点で、安心・安全で誰一人取り残さない持続可能な島づくりを目指してまいります。

その第一段階として、2020年に「SDGs未来都市」の選定を受け、対馬市SDGsアクションプランを策定したところでございますが、中でも喫緊の課題でもある海洋漂着ごみの海洋プラスチックの対応において、再資源化や再生可能エネルギーへの転換等を推進し、サステナブル・ツーリズムを通じた高付加価値化を目指すとともに、関係企業の誘致を推進してまいります。

基幹産業である農林水産業では、水産業と観光業を融合した「海業」の推進をはじめとして、枯渇する水産資源の増産施策や、市民の生活を脅かしている有害鳥獣対策でのジビエ肉等への有効活用を併せた適正頭数へ導くための継続的な捕獲頭数の拡大を図ります。また、荒廃した農地や森林の再生にも民間事業者の協力を得ながら推進してまいります。

次に、先の選挙で「誰一人取り残さない未来へ継ぐ対馬づくり」として掲げました5つの未来創造戦略について、その所信を申し述べさせていただきます。

5つの未来創造戦略は、1番目として、守る「すべての人に健康と福祉を」、2番目として、育てる「質の高い教育をみんなに」、3番目として、働く「働きがいも経済成長も」、4番目として、整える「住み続けられるまちづくりを」、5番目として、攻める「パートナーシップで目標を達成しよう」であり、誰一人取り残さない未来へ継なぐ「対馬づくり」の指針として目指すものであります。

全てが相互に連携しながら成り立つものであり、優先順位に左右されるべきではないため、それぞれにおいて代表的な重要施策について申し述べます。

1番目の守る「すべての人に健康と福祉を」でございますけれども、対馬市においては、人口減少に歯止めがかからない現状の中、少子高齢化は進む一方であり、このため、高齢者が安心して生活できるような福祉政策を拡充していくことが重要であると考えており、併せて、楽しい老後を過ごすためには健康であることが何より大事であり、そのための健康管理施策や高齢者スポーツ活動の推進に取り組んでいく必要があります。

市民誰もが安心して住み続けられるような地域包括ケアシステムの充実と併せて取組を展開してまいります。

2番目の育てる「質の高い教育をみんなに」でございますけれども、未来ある子どもたちは島の宝であります。これらの「対馬っ子」の育成に対し、夢づくり基金を活用して、郷土愛に満ちた、未来を牽引する子どもたちを市民が一丸となって育成していかなければなりません。

そのための一例として、多くの仲間とともに勉学が可能な環境づくりを構築するため、孫戻し等の留学制度の拡充と、対馬の豊かな環境で、都市部の子どもたちに負けないICT教育の充実によるデジタル人材の育成を図ります。併せて対馬グローバル大学等による地域の担い手づくりに向けた人材育成を図ります。

3番目の働く「働きがいも経済成長も」でございますけれども、喫緊の課題でもある人口減少対策と雇用確保のための創業支援は、これまで同様継続して実施していき、これらの施策の中で既存の第一次産業と観光業を融合させて、観光客を呼び込む「海業の積極的な推進」により各地域の活性化を図ることが重要であります。

あわせて、自立と循環の宝の島を目指すため、持続可能な再生可能エネルギーの創出等に取り組み、観光業面では、インバウンド客も国内観光客も増加傾向にあるため、富裕層向けの高級ホテルの誘致に官民が力を合わせて実現を目指してまいります。

4番目の整える「住み続けられるまちづくりを」でございます。

人口減少対策と深く関連する分野であり、さらなる移住・定住施策を進めるためには、空き家等の活用が不可欠であるため、民間資本の活用も含めて施策の充実を図ります。

あわせて、人口減に歯止めをかけるためには、出生率の向上と子育て環境の充実を図ることが

重要であり、対馬っ子の育成と併せて、可能な限りの子育て環境の充実を図るとともに、出生率の向上を図るための施策として、「独身男女の出会いの場創出」の充実を図ってまいります。

生活環境等のインフラ整備については、対馬市振興計画に基づき、継続事業も含めて、より一層の整備充実を図ります。

また、対馬地域全域において困惑している有害鳥獣対策においては、厳しい財政状況の中ではありますが、防護と捕獲の両面からの対策を実践していきます。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、少子高齢化に伴う福祉ニーズの増加等により財政基盤の強化が求められ、行政サービスの維持に向けた対応が急務となっております。対馬市が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるためにDXを着実に推進してまいります。

5番目の攻める「パートナーシップで目標を達成しよう」でございます。

SDG s 未来都市の選定を受けて、海洋漂着ごみの再資源化や再生可能エネルギーへの転換等を研究・開発する民間企業の対馬での立地も決定し、軌道に乗りつつある状況ではありますが、さらなる企業進出の誘致を目指しながら、誰一人取り残さない未来へ継なぐ「対馬づくり」を目指します。

また、漁業の根幹である漁場の磯焼け対策を解消するためのGX及びブルーカーボンの推進を目指します。このためには、他の分野も含めて、女性活躍社会の推進が欠かせないため、広く普及活動を進めていきます。

ここまで5つの未来総合戦略を申し上げましたが、これから述べる3つの施策については、この4年間で対馬市の将来に向けて道筋を描いていかなければならないと考えております。

まず1つ目が、5つの未来総合戦略と同期した取組を進めていくためには、SDG sの理念を踏襲した対馬市SDG sアクションプランの実行が不可欠であります。

対馬市SDG sアクションプランは、「誰一人取り残されることなく」、いつまでも安心・安全に対馬で暮らし続けられるよう、SDG sの視点から捉えた対馬の将来像、方向性、行動や仕組み等を示した計画であります。対馬でも大きな問題となっている海洋漂着ごみにおけるプラスチックごみや、気候変動による自然災害の深刻化等、対馬単独では解決できない問題であります。

そこで、環境保全、社会的包摂、経済成長の3つを調和させながら、諸問題の解決を目指した目標に沿って、当市も持続可能な島づくりを推進するため、構想を提案し、令和2年にSDG s未来都市に選定されたところです。

これらのSDG sの理念により策定されたプランを実践していく上で、民間資本の知恵と行動は欠かせない重要な資産でもあります。このため、負の遺産である漂着ごみを資源として活用し、

再資源化や再生可能エネルギーへの転換等を図るため、対馬市の計画に賛同いただいた企業等と共に取り組んでいるところでございます。

今後は、この計画を切り口として、人材育成や企業誘致につなげられるよう官民一体となって取り組んでまいります。

次に、2つ目が「特別支援学校小学部・中学部の設置について」であります。

これまでに関係する保護者等の皆様から強い要望があった特別支援学校小学部・中学部については、長崎県教育委員会の御理解により、令和9年4月に厳原中学校施設内に設置が決定されたところであります。

対馬市としましては、厳原中学校1階の特別教室を改修するための予算を令和6年度予算に継続費として計上し、令和8年度には長崎県における改修工事が実施される予定であり、令和9年度からの開設に向けて準備が進められているところであります。

既に高校においては、平成24年に、「虹の原特別支援学校高等部対馬分教室」が設置されており、高等部までの特別支援教育が対馬で可能となります。

しかしながら、縦に細長い対馬市の地理的特性から、北部地域の子どもたちにおいては、自宅からの通学に大きな課題が残ることになります。このため、今後の計画として、北部地域にサテライト的な特別支援教室の開設が望まれるため、県の教育委員会と協議しながら、実現に向けて力強く要望を重ねてまいります。

最後に、3つ目は令和9年3月31日までの時限立法となっている有人国境離島法の継続であります。

航路・航空路運賃の低廉化、輸送コストの低減、雇用機会拡充支援、滞在型観光の推進に向けた施策に支援を頂きながら、対馬地域の社会維持に向けて大きな効果をもたらしております。

今後は、有人国境離島法の継続に向けて、長崎県内の有人国境離島地域を持つ各自治体等と連携しながら、有人国境離島法の継続に向けた要望、推進活動を積極的に取り組んでまいります。

結びに、これまで、私の市政運営に関する政策目標と理念を申し上げてまいりましたが、対馬づくりの船頭として、市民や市議会の皆様とともに「誰一人取り残さない未来へ継ぐ対馬づくり」に向けて、協働して着実に実行していくことが、対馬市民に対する私の責務であります。

第2次対馬市総合計画に掲げる「自立と循環の宝の島対馬」を目指して、全身全霊をもって市政に取り組んでまいりますので、御支援と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 以上で、市長の所信表明を終わります。

日程第12. 報告第1号

日程第13. 報告第2号

日程第14. 報告第3号

○議長（初村 久藏君） 日程第12、報告第1号、令和5年度対馬市一般会計継続費繰越計算書についてから、日程第14、報告第3号、令和5年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました報告第1号、令和5年度対馬市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、令和5年度までに一般会計予算で継続費の議決を頂きました（仮称）豊玉認定こども園建設事業、市道尾浦浅藻線道路改良事業、雞知団地整備事業、巖原中学校長寿命化改良事業、市道目保呂ダム支線道路災害復旧事業につきまして、議案書4ページに記載しておりますとおり、それぞれ2億5,924万3,460円、18億2,720万6,000円、1億9,640万6,300円、5,315万3,000円、3,872万7,400円を、令和5年度対馬市一般会計継続費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、報告第2号、令和5年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、令和5年度中に一般会計予算で繰越明許費の議決を頂きました議案書6ページから8ページに記載しております46件の事業、12億5,309万9,315円を、令和5年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決いただきました範囲内で繰越しをいたしております。

続きまして、報告第3号、令和5年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、令和4年度に一般会計予算で繰越明許費の議決を頂きました漁港施設災害復旧事業につきまして、令和5年度におきまして、工法の変更協議に時間を要したため、事業の年度内完了が困難なことから、議案書10ページに記載しておりますとおり、6,318万4,400円を、やむを得ず、令和5年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書のとおり、翌年度に繰越すものでございます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号から報告第3号までの報告を終わります。

日程第15. 議案第36号

○議長（初村 久藏君） 日程第15、議案第36号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第36号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第2号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、今年度当初予算を骨格予算として編成しておりましたので、保留となっております政策経費の計上が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,394万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億5,693万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、継続費の補正は、継続費の追加を6ページ、7ページの「第2表 継続費補正」によることとし、あそびパーク整備事業を追加するものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を6ページ、7ページの「第3表 債務負担行為補正」によることとし、（仮称）北部対馬アクションプラン策定支援業務委託料を追加するものでございます。

第4条、地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの「第4表 地方債補正」によるものとし、地方債の限度額を40億1,460万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税1億9,144万円を追加しております。

15款・国庫支出金は、デジタル田園都市国家構想交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨

時交付金の追加、社会資本整備総合交付金や地方創生整備推進交付金の減などにより、1億384万8,000円の増額となっております。

16款・県支出金は、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金の計上、漁港整備事業補助金の減などにより、3,623万7,000円の減額となっております。

12ページをお願いいたします。

19款・繰入金は、振興基金繰入金500万円、教育施設整備基金繰入金1,000万円、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金2,900万円、森・川・里・海環境保全再生基金繰入金55万6,000円を追加しております。

21款・諸収入は、JAC環境動物保護団体補助金、地域活性化支援事業助成金の追加により、445万8,000円の増額となっております。

22款・市債は、各種事業に係る市債の追加や国庫補助の内示に伴う道路改良事業の減などにより、2億1,580万円の増額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項・総務管理費でございますが、5目・財産管理費は、豆殿住民センター解体工事9,153万円の計上、7目・企画費は、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業補助金1,413万6,000円、離島航路燃油高騰対策事業負担金4,388万4,000円の計上などが主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費、3項・水産業費は、補助事業の内示に伴う根緒漁港整備工事4,881万5,000円の減額が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

7款・商工費、1項・商工費は、三宇田浜海水浴場休憩スペース整備工事1,485万円、あそうベイパーク整備工事2億9,557万5,000円の計上などが主なものでございます。

8款・土木費、2項・道路橋梁費は、補助事業の内示に伴う市道尾浦浅藻線道路改良工事1億2,051万2,000円、市道仁位貝鮎線道路改良工事5,139万1,000円、市道堂坂線道路改良工事4,900万円の減額。

24ページをお願いいたします。

4項・港湾費は、仁位港湾都市再開発用地購入費5,543万6,000円の計上が主なものでございます。

10款・教育費、2項・小学校費は、仁田小学校フェンス設置工事1,337万6,000円の計上、小鹿及び大增スクールバス待合所新築工事1,205万6,000円の計上。

26ページをお願いいたします。

6項・保健体育費は、対馬市学校給食会委託料2,617万5,000円の追加が主なものでございます。

なお、28ページから31ページにかけて補正予算給与費明細書を添えておりますので、御参照ください。また、別途、参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託をします。

日程第16. 議案第37号

○議長（初村 久藏君） 日程第16、議案第37号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま議題となりました議案第37号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由と内容について御説明いたします。

今回の補正予算は、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化対応に伴うシステム改修委託料の計上が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,694万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3款・国庫支出金、2項・国庫補助金は、国保システム開発費等補助金を計上しております。

6款・繰入金、2項・基金繰入金は、財政調整基金繰入金を追加しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

1款・総務費、1項・総務管理費は、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化対応に伴うシステム改修委託料を計上しております。

5款・保健事業費、1項・特定健康診査等事業費は、日額会計年度任用職員の費用弁償を追加しております。

以上で、提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第37号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第38号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、議案第38号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舎利倉 政司君） ただいま議題となりました議案第38号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、経営戦略策定業務において実施する検討委員会の委員の報酬と旅費の追加及び河川工事に伴う水道施設の補償工事費の追加と、それに係る補償金の追加が主なものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和6年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出で、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用を40万9,000円追加し、水道事業費用の総額を10億2,514万円とするものでございます。

第3条で、予算第4条本文中括弧書きを、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億6,091万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額3,865万4,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,214万3,000円、減債積立金1,580万5,000円、建設改良積立金1億8,430万9,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で、第1款・資本的収入、第4項・補償金を4,000万円追加し、資本的収入の総額を4億973万6,000円とし、支出で、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費を5,000万円追加し、資本的支出の総額を8億7,064万7,000円とするものでございます。

第4条で、予算第9条中「1億7,797万2,000円」を「1億7,830万4,000円」に改めるものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、収益的支出でございますが、1款・水道事業費用、1項・営業費用、2目・総係費は、今年度から7年度にかけて水道経営戦略の見直し等を行うに当たり、その策定については、検討委員会を設置し策定いただくため、その委員の報酬と旅費40万9,000円の追加でございます。

次に、資本的収入でございますが、1款・資本的収入、4項・補償金、1目・補償金は、県管理河川の工事に伴う水道施設の改良工事に係る補償金4,000万円の追加でございます。

次に、資本的支出でございますが、1款・資本的支出、1項・建設改良費、2目・施設整備費は、河川工事に伴う水道施設の補償工事費5,000万円の追加。3目・簡易水道整備工事費は、中西部地区簡易水道基幹改良事業において、新たに建設する水道施設の用地取得費250万円を

計上し、その予算を工事請負費から組み替えるものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第38号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第39号

○議長（初村 久藏君） 日程第18、議案第39号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま議題となりました議案第39号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会事務局所管の議案でございますので、その提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は2ページから3ページとなります。

今回の改正は、閉校となりました旧対馬市立乙宮小学校の教職員住宅について、現在、教職員の入居もなく、今後においても利用される見込みも低いことから、用途変更を行い、移住・定住促進住宅として新たに活用するため、本条例から削除しようとするものでございます。

改正箇所は、別表部分の改正となりますが、現行の番号41及び46を削除し、それぞれ項番

号の繰上げの改正を行うものでございます。

今回の改正により、教職員住宅は条例上96棟165戸となります。

なお、附則で、施行期日を公布の日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第39号、対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第40号

○議長（初村 久藏君） 日程第19、議案第40号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第40号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

新旧対照表は4ページから5ページでございます。

今回の改正は、かねてより美津島町尾崎地区に建設中でございました対馬市尾崎ふれあい館の完成に伴う所要の改正及び位置表示の誤り訂正でございます。

改正の主な内容は、第2条に「対馬市尾崎ふれあい館」を追加し、併せて、対馬市安神公民館

の位置表示「安神410番地」を「安神460番地」に、対馬市仁田地区コミュニティーセンターの位置表示「檜滝1051番地1」を「檜滝1061番地1」に訂正するものでございます。

なお、附則で、施行期日を公布の日からとしており、併せて対馬市住民センター条例の一部を改正し、第2条の表から尾崎住民センターを削るものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第40号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を14時30分からいたします。

午後2時15分休憩

.....
午後2時30分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第20. 議案第41号

日程第21. 議案第42号

日程第22. 議案第43号

○議長（初村 久藏君） 日程第20、議案第41号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例か

ら、日程第22、議案第43号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） ただいま一括議題となりました議案第41号から議案第43号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第41号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例及び議案第42号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきましては、豊玉こども園の設置関連となりますので、併せて御説明申し上げます。

新旧対照表は6ページから7ページでございます。

本条例は、対馬市の認可保育所及びへき地保育所における設置条例であります。

今回、豊玉南保育所及び仁位へき地保育所の集約化による豊玉こども園の新設に関しまして、同条例の一部を改正するものであります。

同こども園設置については、対馬市保育所配置計画はもとより、仁位へき地保育所の児童数減少及び多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設の集約化を図ることで、保育士の効率的な配置や、一定規模以上の集団を確保することで、子どもたちにとって望ましい保育を提供することを目的とするものでございます。

なお、附則で施行日を令和6年9月1日からとしております。

次に、議案第43号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表は8ページから10ページでございます。

本条例は、家庭的保育事業等を実施する上での施設設備及び運営に関する基準を定めた条例であります。今回の改正は、その基準の一部を改正する内閣府令の公布に基づき所要の改正を行うものでございます。

その改正内容は、家庭的保育事業等における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準の見直しを行うものです。

また、事業所内保育事業所において、保育所型と小規模型で規定が分かれており、事業類型の基準を明確化する必要があるため、条見出しを変更する改正を行うものでございます。

なお、附則で施行日を公布の日からとし、併せて、今回の改正に係る所要の経過措置を設けております。

以上、議案第41号から議案第43号までの提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第41号、対馬市保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第44号

日程第24. 議案第45号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第44号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例及び日程第24、議案第45号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました議案第44号及び議案第45号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第44号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

新旧対照表は11ページでございます。

今回の改正は、事業主体である長崎県後期高齢者医療広域連合の条例改正に伴い、本市においても所要の改正を行うものであります。

なお、附則において、公布の日から施行することといたしております。

次に、議案第45号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

新旧対照表は12ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることから、本市において行う事務について所要の整備を図るため、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするものであり、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則において、令和6年12月2日から施行し、経過措置といたしまして、令和6年12月1日以前に行う事務につきましては、従前の例によることといたしております。

以上で、提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第44号、対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

議案第45号、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第46号

○議長（初村 久藏君） 日程第25、議案第46号、対馬市森林づくり条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） ただいま議題となりました議案第46号、対馬市森林づくり条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本条例案は、令和5年度に対馬市森林づくり基本計画及び対馬市伐採ガイドラインの見直しを行ったことに伴い改正するものでございます。

新旧対照表は14ページからになります。

具体的には、条例前文の中段は対馬市の森林の現状に改めており、また、国が定める脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に基づき、条例前文の後段の対馬材の活用促進及び第4条第4項、第8条第2項、第10条第1項、第5項を改正しております。

次に、対馬市森林づくり基本計画及び対馬市伐採ガイドラインの見直しに当たり、対馬市森林づくり委員会より頂きました貴重な御意見や御提言を踏まえ、条例前文及び第3条第1項第2号、第10条第1項第3号、同項第4号、同項第6号から同項第8号までを改正しております。

次に、第1条、第2条第1項第7号、第3条第1項、第6条第1項から同条第3項までに、「自らは管理できない森林所有者」に代わり、「植林から伐採までの森林造成事業を行う林業公社」を追加しております。

また、「対馬市伐採ガイドライン」を「対馬市森林施業ガイドライン」に名称を改めたことにより、第6条第1項及び第11条第5項を改正しております。

その他、第15条第3項及び同条第4項については字句の修正を行っております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第46号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 内容についてなんですが、主に目立ったところが、「環境王国」という言葉が消えているのと、それから、一生懸命取り組んできていた「カーボン・オフセットに関する二酸化炭素の吸収機能」という言葉が消えていたりしているんですが、今までの対馬市の指針と変わっているのがここだと思うんですが、これが消えたことについての説明がなかったので、その辺り説明してください。お願いします。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） 今回の条例改正の主な目的でございますけども、まずは2つ大きな目的がございます。

まず1番に「自然豊かな森林を対馬の大きな財産として次世代に引き継ぐため」、それから2点目に「森林が環境保全、環境再生の礎となり、豊かな森林資源をなりわいとして活用するため」、これを基本目標として、それとあと、今の現状に合わせて適切な表現、それから、今の時代に即した考え方に改めておりますけども、基本的な取組としては、根幹は変わっておりません。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 新旧対照表を見ていると、現行にあって、改正案から消えている言葉として、「環境王国」という言葉が消えていますよね。そして、「二酸化炭素の吸収による」というような、そういったカーボン・オフセットに関するような言葉が消えているんですが、今までの対馬市の指針からすると、それが入っていたのが消えた理由は何でしょうかという質問ですが。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） お答えいたします。

まず、環境王国の表現についてでございますけども、これにつきましては、まず、環境保全型農業とか、それから生物多様性保全、それから有害鳥獣防止対策等を掲げて、環境王国として取組を強化してまいりましたけども、これにつきましては、今、有効な対策が取れていないというところもございまして、ただ、基本的には大きく変わっておることはございませんけども、その辺の表現を改めさせていただいたというところでございます。

それから、カーボン・オフセットにつきましても、今、森林関係のJ-クレジット、これには積極的に取り組んでおりまして、これからも創出、それから販売等に向けて力を注いでいくところでございますけども、ここにつきましては表現の一部をちょっと変えさせていただいたというところで、取組としては変わらず継続していく予定としております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 環境王国というのに加盟しているということは変わらないのかということです。かなり強く、財部市長時代に、これに加盟したよということで、これを進めていくんだというふうな方針で進めていっていたのですが、今回ここから「環境王国」という言葉が消えているので、その仕組み自体がなくなって消えたのかとかさ。

それからもう一つは、表現を変えて入れているとあって、これからも取り組んでいくと言っているそのカーボン・オフセットのことについて、消えているじゃないですか、文言自体が。まだ継続してやっていくというのであれば、残しておくほうがよかったんじゃないかこっちは思うわけです。

だから、文言を消すなら消すで何か理由があるはずだから、その理由を聞かせてくださいと言っているんですよ。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） お答えいたします。

まず、環境王国につきましては、今後、その必要性等、それから有効性を検証しながら、どうしていくかについて検討してまいりたいと思っております。

それから、カーボン・オフセットにつきましては、確かに表現としては変えているところではございますけども、J-クレジット、これにつきましては、今後も継続して積極的に取り組んでいく姿勢としては変わっておりません。

以上でございます。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 答弁になっていないんですよ。やっていくなら消す必要はないでしょうって、消す理由は何なのと聞いたんですね。いいです。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第46号、対馬市森林づくり条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第47号

○議長（初村 久藏君） 日程第26、議案第47号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） ただいま議題となりました議案第47号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては消防本部所管でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

対馬市消防団においては、ここ数年、消防団員の減少に歯止めがかからないことから、消防団員の充実・強化を図り、地域の防災力を確保する上で団員確保は不可欠であるとの認識の下、関係者会議等においても打開策を検討してまいりました。

令和4年度には、消防団員の処遇改善に向けて団員階級の報酬を標準化し引き上げるなど、条例を改正し、団員確保に向けた方策を施してきたところです。しかしながら、団員の増強には至らず、令和6年4月1日現在で条例定数1,600名に対し団員数1,332名と大きく隔たりがあり、また、消防団員の補償費等負担金は、条例定数で支払わなければならないことなどを踏まえて改正するものでございます。

なお、附則で、施行期日につきましては公布の日からとしております。

以上、大変簡単ではございますが、議案第47号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第47号、対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第48号

○議長（初村 久藏君） 日程第27、議案第48号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第48号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は29ページでございます。

本案は、先ほど議案第40号で可決いただきました対馬市尾崎ふれあい館の管理運営につきまして、市内各地区において管理していただいている各集会施設と同様に、尾崎地区に管理をお願いしようとするものでございます。

なお、根拠法令は地方自治法第244条の2第6項でございます。

指定の期間でございますが、現在、市内各所の集会施設の指定管理期間が令和7年度末で満了することから、令和8年度更新後の周期とそろえるため、当施設の指定管理期間を令和6年8月1日から令和8年3月31日までといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよ

う、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第48号、対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第49号

○議長（初村 久藏君） 日程第28、議案第49号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） ただいま議題となりました議案第49号は消防本部所管となりますので、その提案理由と内容を御説明いたします。

本議案は、消防車両の更新配備に係る財産取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の31ページをお願いいたします。

参考資料を32ページに添付しておりますので、御参照願います。

本案は、消防署北部支署上対馬出張所に配備している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、更新・配備しようとするものでございます。

入札につきましては、去る5月14日に18者による指名競争入札を執行しましたところ、14者の辞退があり、参加4者による入札を実施した結果、福岡県福岡市博多区東那珂1丁目

18番6号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役、合家崇氏が6,070万円で落札しましたので、これに消費税総当額を加算した6,677万円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を5月17日に締結いたしております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回購入します車両は、通常装備している消火機能のほか、600リットルの水タンクを積載し、水利がない場所での初期消火を可能としました。

また、特殊な救助資機材や、それに伴う個人装備品なども積載し、上対馬出張所管内で発生する火災事案での消火活動をはじめとして、火災や車両事故などにおける救助・救出活動にも効果的に運用できる仕様とし、対馬北部地域における消防機動力の強化を図ろうとするものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第49号、財産の取得について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第50号

○議長（初村 久藏君） 日程第29、議案第50号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま議題となりました議案第50号につきましては建設部所管の議案でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いします。

議案第50号、工事請負契約の締結について、本議案は、市道浜久須富浦線道路災害復旧工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、令和2年7月発生の集中豪雨により被災を受けました市道の災害復旧事業に係るもので、迅速な入札、契約事務の手続を行い、事業の早期着手及び早期完成を図るため、指名審査委員会において指名競争入札方式による決定を受け、去る6月4日に指名業者21社により入札を実施した結果、株式会社坂本組対馬支店、執行役員支店長、糸瀬辰実氏が2億1,430万5,800円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した2億3,573万6,380円で、令和6年6月5日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の34ページ、参考資料をお願いします。

復旧工事延長90.2メートル、車道幅員が7.0メートルで、抑止工としまして、のり砕工、アンカー工及び鉄筋挿入工を、また、抑制工としまして横ボーリング工を、このほかに舗装工、排水構造物工、仮設工を施工するものでございます。

参考に、35ページから37ページにかけて、位置図、平面図及び標準断面図を添付し、また、タブレット議案フォルダーに、添付資料として入札結果一覧表を掲載しておりますので御参照ください。

なお、本請負工事は継続費に係る契約でございますので、工期を本契約締結後から700日間を予定しております。

以上、簡単でございますが、議案第50号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第50号、工事請負契約の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 同意第5号

○議長（初村 久藏君） 日程第30、同意第5号、対馬市固定資産評価員の選任について同意を認める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 同意第5号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

同意第5号、対馬市固定資産評価員の選任については、地方税法第404条第1項の規定により、市長の指揮を受けて、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することとなっております。

したがって、固定資産評価員に俵輝孝副市長を選任し、地方税法第404条第2項の規定により、議員皆様の御同意をお願いするものでございます。何とぞ御同意のほど、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

同意第5号、対馬市固定資産評価員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。同意第5号は、同意することに決定しました。

日程第3 1. 諮問第3号

○議長（初村 久藏君） 日程第3 1、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回御提案いたします委員につきましては、前任の住屋ゆかり氏が、令和6年3月31日付をもって人権擁護委員を辞任による解職となりましたので、後任として前野真美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお伺いするものであります。

前野真美氏は、女性関係の問題を身近に感じられており、積極的に関わりを持ち、理解を深め、解決への活動につなげたいと考えられております。広く社会の実情に精通され、人格・識見ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方でございます。

また、解職から推薦までに日数が空いた理由といたしましては、解職に係る法務局側の手続に日数がかかったためであり、法務局の解職決定を受けて今回の推薦に至ったところであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、前野真美氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、前野真美氏を適任とすることに決定しま

した。

日程第32. 発委第2号

○議長（初村 久藏君） 日程第32、発委第2号、対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。議員定数調査特別委員会委員長、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） ただいま議題となりました発委第2号、対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正は、令和5年9月27日に議員発議により設置された議員定数調査特別委員会が、5回にわたる慎重な審議を重ねてきた結果、議員定数を現行の19人から17人に削減するという改正を行うのであります。

それでは、発委（案）を読み上げます。

発委第2号、令和6年6月18日、対馬市議会議長、初村久藏様。

議員定数調査特別委員会委員長、春田新一。

対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

対馬市議会議員定数条例（平成19年対馬市条例第36号）の一部を次のように改正をいたします。

改正部分につきましては、配付の新旧対照表を御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、同日以降初めてその期日が公示される一般選挙から適用する。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 議員定数につきましては、議員必携にも書いてありますが、不文律で、偶数が適当であるというのが不文律でなっていますね。その中で、今回も奇数。

偶数という理由が、結局議長を1人輩出したら、採決の際に同数の場合が出てきて、議長の権限があまりにも強大になり過ぎるからということで、議員定数は偶数がふさわしいというふうなのが一般常識なんですけど、今回も奇数になっているんですけど、その件については、委員会の中で

偶数にしようという意見はなかったのでしょうか、その辺りをお聞きかせください。

○議長（初村 久藏君） 委員長、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 今の協本議員の質問にお答えいたします。

委員会では、議長の採決をどうこうという話は全くありませんでした。我々が特別委員会で調査研究した結果は、報告をいたしましたとおり、やはり市民の意見を反映しながら、議会の中を調整しながらやっていくということでございますので、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、協本啓喜君。

○議員（9番 協本 啓喜君） アンケートの結果、90%の方が「3人以上定数を削減すべきだ」という意見があったんですが、そのことについて、どのような意見だったのか、内部の方々、審査した人たちが、9割の方が「3人以上削減すべきだ」と言っていることに対しては何もなかったのでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 委員長、春田新一君。

○議員（18番 春田 新一君） 市民の意見として、アンケート結果としては、3人以上ということでありましたけれども、冒頭申し上げましたように、人口減少が進む中でという意見と、それから、我々委員会では、面積を考慮しながら、また、他市の人数も考慮しながら、対馬市として、対馬市の市議会として、どこに目標を持っていくのかということがありまして、そういうような委員会の中での意見でした。

議員の皆さん、会派も一緒ですけど、やはりこのまま面積が広いので、いろいろな意見が反映できないんじゃないかということもありまして、1人ということが多かったわけですが、これを2人に削減が、委員会では決定したということでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、協本啓喜君。

○議員（9番 協本 啓喜君） 今、面積が広いから議員が必要なんだという意見も、一つはごもつともだと思えます。

ただ、私たちはコロナ禍というのを経験してまいりました。その中で、議会活動、議員活動をする上で、本当ならリアルに会うのが大事ですが、SNSとかそういうものを使えば十分そういう御意見も聞けるということを経験してきたと私は自負していますが、そういった御意見はなかったのでしょうか。

面積が広いからということではなくて、面積が広くとも市民の声をきちっと吸い上げていこうというような姿勢を見せていくことが今後の議員のあるべき姿だと思うんですが、そういった御意見はなかったのでしょうか。

それと、午前中質問しましたが、市民の声を、アンケートではなくて、直接聞かなかった理由として、請願がなかったからということだったんですが、その辺り、事務局、経緯は調べていらっしゃるなら、前回、前々回、どういった経緯で一般の方々からも、市民からのヒアリングをしたのか、その辺り調べているならお答えいただきたいんですが、議長の、どうですか。

○議長（初村 久藏君） ちょっと、議会事務局にはそれは控えてもらいたいと思います。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 何で。

○議長（初村 久藏君） いや、委員長報告に対してのあれですから、委員長に一応聞いて。

○議員（9番 脇本 啓喜君） だって、いいですか、議長。これ、本会議で採決するんですよ。

ここで質疑応答をしなきゃいけないんですよ。ここ以外で審議する機会はないんですよ。なのに、ここで委員長報告に対してだけではなくて、ここでそういう質疑をしないで、どこでするんですか。どこでするんですか。

○議長（初村 久藏君） いや、そうじゃ、今しよるじゃない。

○議員（9番 脇本 啓喜君） うん、だから、何でここで、この質問に対して……。

○議長（初村 久藏君） 委員長に対してしてくださいちゅう、事務局はそこまで、事務局を責める必要はないと思います。

○議員（9番 脇本 啓喜君） いや、ちょっと待つてよ。違うでしょう。

○議長（初村 久藏君） ちょっと暫時休憩します。

午後3時21分休憩

午後3時27分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 今の経緯を説明してください。僕がしゃべる前に。休憩中何があったかをまず説明して、私が手を挙げるべきでしょう。

○議長（初村 久藏君） 休憩中に説明したけんが、納得したでしょう。

○議員（9番 脇本 啓喜君） いや、私じゃなくて、休憩中に何があったかを、テレビの前でまず言って、それから私が発言するのが筋でしょ。（発言する者あり）

○事務局長（平間 博文君） 事務局より御説明いたします。

先ほど脇本議員が、前回の特別委員会のときの経緯を、私の記憶している限りで教えてほしいという質問がございました。（発言する者あり）

私も、その平成27年当時は在職しておりませんが、資料を見た限りでは、全員での議会改革特別委員会が設置されまして、その中で議員定数部会、議会改革部会と、2つの部会に分かれて審査をされております。その際に、設置後に請願がなされたというように、私が見た記憶で

は、前回はそういった審査の流れがあっておりました。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） まず、今の事務局長の発言なんですが、私は、事務局長の記憶の限りでいいからというような前置きはしておりません。ちゃんと調査をして答えてくださいと言った中で、責任を持ってお答えになられたというふうに捉えております。

それで……。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） はい。

○議長（初村 久藏君） 局長に質問は控えてください。委員長の報告に対して質問をしてください。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 委員長に、審査を——まあいいですわ。

取りあえず、先に進めます。

私は、やはり特別委員会の中で、過去、参考人を呼んで聴取をしたようなことがあってしかるべきだったんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

発委第2号、対馬市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時から会派代表質問及び市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時30分散会
